

すが、半分近くが性に関する事項となり、当事者の性の知識の未熟さから生活面に影響が出てきている事が表れています。

そもそも、学校において性教育が進まない理由としては、障がい児の要因としては、「個人差が大きいこと」、「障がいの種別や程度に応じた指導が困難なこと」が挙げられます。また、教師側の要因としては、「教師自身が性教育を受けてきていない」、「勉強不足」が挙げられます。それから、学校側の要因としては、「学習時間の確保が困難なこと」が挙げられました。このように学校で性教育が行われなまま障害者援護施設と進みますが、性教育が進まない状況が施設でも続いてしまうことになり、そのしわ寄せが当事者に性的問題行動となって現れることとなります。

障がいのある方の性的問題行動を防止するためには、支援する側に性教育ができる支援体制の構築が必要で、支援プログラムの開発、支援者の意識改革、専門家による性教育に取り組むチームの編成が必要だとお話されていました。万が一、性的問題行動が発生してしまっても、これらの体制が整っていれば、個別支援やカウンセリングの実施で解消していく支援が可能だということでした。

最後に鹿野先生から、「性教育は障がいの有る無しに関係なく、マナーやルールを身につける事が重要です。家では『OK』外では『NG』という事は、障がいのある人にとって切り替えることが難しいですが、何度も繰り返して行くことが大切ということでした。(何ごとともそうですが、)家でしている事は外でもするという事を忘れないでください。」とあり、「性を否定しない豊かな暮らしを！」と結ばれました。

### 近畿ブロック事業所協議会研修会 「食品表示法研修会」に参加しました

東成育成園 副主任 茶谷 和美

食品表示法が2015年4月1日から施行され、食品表示に関する基準への猶予期間が2020年3月31日までと完全実施まであと3年8か月となっています。

今回、改めてきちんと学ぶ必要があるということで、11月19日(土)に滋賀県大津市で行われた近畿ブロック事業所協議会研修会に参加してきました。

あいにくの雨の中、滋賀県教育会館で開催された研修会には、大阪や奈良からの参加者も多数おり、興味関心の高さを伺えました。

各事業所からは、法律の網がかかるということで、

長年続けてきた作業所の自主製品(食品)の販売が出来なくなるかもしれないという漠然とした不安を感じている方が多くいました。

講師の株式会社生活品質科学研究所 コンサルティング本部 チーフコンサルタントの高田 かおり 氏からは新法の概要から実務的な点まで、幅広いお話がありました。

食品表示法とは、食品を摂取するための安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保する目的のため、事業者が遵守すべき食品の表示基準を規定したものです。2015年4月から施行された食品表示法は、「農林物資の規格化等に関する法律(通称:JAS法)」、「食品衛生法」、「健康増進法」で規定されている義務表示の部分をひとつにした法律となります。

食品表示法の大きなポイントは、加工食品の栄養成分表示が義務化されることです。ナトリウムの表記も食塩相当量になります。他にも一括表示欄の表示項目が細かく見直され、アレルギー表示、原材料と食品添加物の区分などの多数のルールが変更されます。アレルギー表示に関しては原則として個別表示が必要となり、義務7品目(小麦、卵、乳、えび、かに、そば、落花生)を含む場合は必ず表記しなければなりません。また、添加物以外の原材料と添加物を明確に区分して表示する必要があります。このように新しく法が制定された背景のひとつに、食物アレルギーのある方が増加したこと、原材料や添加物など食品の安全性を意識する方が増加したことがあります。つまり、一般の消費者が見てわかりやすくしたうえで、安全に食品を摂取することが出来るように食品製造事業者は配慮しなければいけないということです。



消費者にとっては、情報が整理され、わかりやすく表示されることにより食の安全につながりますが、一方で食品製造事業者の負担が増加します。

原材料については一次原材料(商品の製造に使用した原材料)だけでなく複合原材料(2種類以上の原材